

臨時開庁での取扱業務一覧

課 名	取 扱 業 務
市民課	・住民異動届(転入、転居、転出、世帯変更など)の受付 ※個人番号カード・住基カードを使用した転入はできません。 ・戸籍届の受付 ・印鑑登録申請の受付、登録証の交付 ・住民票(広域交付除く)、印鑑登録証明書、戸籍証明などの交付 ・所得課税証明書(平成27～29年度分)の交付
地域福祉課	・住民異動届・戸籍届にともなう障がい者手帳、障がい者手当、各種支援サービスに関する手続き
高齢介護課	・住民異動届・戸籍届にともなう被保険者資格の取得、喪失などの手続き ・要介護認定の受給資格証明書の交付(転出者) ・要介護認定の新規認定申請の手続き(転入者)
国保年金課	・住民異動届・戸籍届にともなう国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、子ども医療、心身障がい者医療、母子家庭等医療の手続き
学校教育課	・住民異動届にともなう学区変更などの手続き
子育て支援課	・住民異動届・戸籍届にともなう児童手当、母子手当などに関する手続き

※その他の業務、他の市区町村などへの確認が必要な業務は、受け付けできない場合がありますので、事前に担当課へお問い合わせください。

日時
3月25日(日)、4月1日(日)
8時30分～12時

場所
半田市役所1階・2階

取扱業務
転入・転出・転居など住民異動にともなう業務(左表参照)

問い合わせ
市民課 ☎0632

**3月25日(日)・4月1日(日)に
市役所を臨時開庁します**

窓口が混雑する春先、引っ越しや婚姻などの住民異動にともなう手続きが、日曜日にもできるように市民課を始め6課で臨時開庁します。

春の火災予防運動 3月1日(木)～3月7日(水)
「火の用心 ことばを形に習慣に」

住宅用火災警報器について

住宅火災における死者の多くは、就寝中などで火災に気づくのが遅れたために、逃げ遅れで亡くなっています。住宅用火災警報器を設置することで火災の発生に早く気づき、逃げ遅れを防ぐことができます。まだ設置がお済みでない方は、家族の命や財産を守るため、早急に設置しましょう。また、設置されている方も、きちんと作動するように定期的に作動確認をしましょう。

- 設置場所は、「寝室」及び「階段(寝室が2階にある場合のみ)」です。子ども部屋など家族が就寝する部屋のすべてに設置が必要です。台所に設置の義務はありませんが、火災発生の危険が高いため設置することをお勧めします。
- 定期的にボタンを押す、またはひもを引いて作動確認します。音が鳴らない場合は電池切れか機器本体の故障です。
- 機器本体の寿命
住宅用火災警報器の本体は10年を目安に交換をお勧めします。

違反対象物の公表について

近年、全国的にホテルや社会福祉施設での火災により多数の死傷者が出ています。火災が発生した建物には、消防法令で義務付けられている消防用設備が設置されていないなどの違反が見受けられました。そこで、知多中部管内(半田市・阿久比町・武豊町・東浦町)にある建物のうち、重大な消防法令違反のあるものに関する内容(建物名称・所在地等)を4月1日から公表します。

問い合わせ

知多中部広域事務組合消防本部
予防課 ☎01491

